

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う ガス料金および電気料金の取り扱いについて

静岡ガス株式会社（代表取締役 社長執行役員 岸田裕之）と、電気事業を手がけるグループ会社の静岡ガス&パワー株式会社（代表取締役 取締役社長 松本尚武）は6月26日にニュースリリース「新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うガス料金および電気料金の取り扱いについて」を発表しましたが、対象の料金を以下の通り拡大することを決定しましたのでお知らせします。

1. 対象のお客さま

静岡ガスの都市ガス、電気「SHIZGAS でんき」をご利用いただいているお客さまで、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸し付け等の公的支援を受けたお客さま

2. 対象の料金

2月～3月検針分（お支払い期限が3月25日以降のもの）、4月～7月検針分に加え、8月検針分も対象とします

※ただし、都市ガスと「SHIZGAS でんき」を両方ご契約いただき、まとめてお支払いをいただいているお客さまは、「SHIZGAS でんき」のみ1月～6月検針分に加え、7月検針分が対象となります

3. 延長期間

お支払い期限から1カ月間

4. 方法

延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となります
静岡ガスのお客さまコンタクトセンターでお申し出をお受けいたします

（電話・ナビダイヤル 0570-020-161、FAX 054-287-0701）

以上